

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和5年9月30日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却]( 令和5年8月度 )

対象期間： 令和5年 8月 1日 ~ 令和5年 8月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一一条の七の二-イ、規一一条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	( /月)
汚泥	2.71 ( t /月)
廃油	0.61 ( t /月)
廃酸	( /月)
廃アルカリ	( /月)
廃プラスチック類	153.92 ( t /月)
紙くず	64.43 ( t /月)
木くず	58.87 ( t /月)
繊維くず	25.59 ( t /月)
動植物性残さ	( t /月)
動物系固形不要物	( /月)
ゴムくず	( t /月)
金属くず	( /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	( /月)
鋳さい	( /月)
がれき類	( /月)
動物のふん尿	( /月)
動物の死体	( /月)
ばいじん	( /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	( /月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	( /月)
pH2.0以下の廃酸	( /月)
pH12.5以上の廃アルカリ	( /月)
感染性産業廃棄物	( /月)
その他( )	( /月)
その他( )	( /月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 <sup>※4</sup>
測定位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
測定結果が得られた日	令和 5年8月31日	令和 5年8月31日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	761	134		別紙2の通り <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一一条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 5年 8月 31日	令和 5年 8月 1日~31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上								
採取位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>								
採取した年月日	令和 4年 11月 2日	令和 4年11月 1日								
測定結果が得られた日	令和 4年 11月18日	令和 4年11月 8日								
ダイオキシン類 <sup>※3</sup>		4.0 (ng-TEQ/m3)								
ばい煙量又はばい煙濃度 <sup>※3</sup>	<table border="1"> <tr> <td>硫酸酸化物</td> <td>10未満 ( ppm )<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.001未満 ( g/m<sup>3</sup> )<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>23 ( mg/m<sup>3</sup> )<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>50 ( ppm )<sup>※5</sup></td> </tr> </table>	硫酸酸化物	10未満 ( ppm ) <sup>※5</sup>	ばいじん	0.001未満 ( g/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>	塩化水素	23 ( mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>	窒素酸化物	50 ( ppm ) <sup>※5</sup>	
硫酸酸化物	10未満 ( ppm ) <sup>※5</sup>									
ばいじん	0.001未満 ( g/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>									
塩化水素	23 ( mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>									
窒素酸化物	50 ( ppm ) <sup>※5</sup>									

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。